

され、今では冷却水の水位が回復して管理された状態にあり大丈夫だと自説をととうと述べられたと言われているが、そもそもが、この認識の甘さが今回のこういう事態につながっていると思いますし、その過小評価を正当化せんがためにこうやって後手後手になってきているというのが私は実際のところではないかと思っております。

あの記者会見、中村審議官が炉心溶融の可能性を指摘をして、一か月後に原子力安全・保安院も核燃料の溶融までは認めただけですが、いずれにしても、総理のその過小評価が、認識の甘さがこういう事態に至っていると思えますが、総理の御見解はどうですか、お尋ねをしたいと思います。

○内閣総理大臣(菅直人君) 私は、この福島原発の事故の最初の報告が、まず交流電源が落ちたという形で届きました。十条が発動され、そしてその後、冷却機能のダウンということが伝わってまいりました。これがどういうことを意味しているのか。私も多少、チェルノブイリとかスリーマイルの報告書などもかつて読んだことがありまして、本当にあつてはならない重大な事故が発生したということを感じました。それから今日までこの原子力事故について頭から離れたことは一秒たりともありません。そういった意味で、私がかつてこの事故を過小評価していたということは、少なくとも私の中では全くそうではあり

ません。今御指摘のあったこの保安院の審議官の発言などについて、確かにいろいろな言葉として、例えば燃料棒の損傷とかあるいは燃料ペレットの溶融とかいろいろな表現がありましたし、当初の段階ではデータが限られている中でありまして……

○柴田巧君 済みません、簡潔にお願いします。○内閣総理大臣(菅直人君) そういうことは、いろんな表現はあったかも知れませんが、しかし、対応としては、ありとあらゆる可能性を排除しない

で、一刻一刻変化する事態に対して関係者が全力を挙げて対応してきたわけでありまして、決して

初動が間違っていたということには私はあり得ない、このように自信を持って申し上げます。

○柴田巧君 今、総理は自信を持ってと言われましたが、まさに客観的に見て総理のその認識の誤り、その過小評価がこういうことになってきているということは疑いのないことだろと思うております。

私は、そういう中で、全力投球するというお話も先ほどありましたが、一つ分からないのは、東電にこの工程表を作らせたということとは全くおかしなことで、これはまさに専門家や責任者、東電にその自らの失敗の責任を押し付けようとするものではないかと思えます。これはやっぱり総理が自らお示しになる、政府が責任を持って出すべきものだと思えますし、私は、それすらできないならば総理はお辞めになられた方がいいと思えますが、総理の御見解をお聞きをしたいと思います。

○委員長(鶴保廣介君) 菅内閣総理大臣、時間が来ております。簡潔にどうぞ。

○内閣総理大臣(菅直人君) 時間が無いのでできるだけ簡潔に申し上げますが、原子力発電所を操作をする、オペレーションするということは、乗用車であれば、おまえ運転下手だから俺に替わられるという操作と可能かも知れませんが、原子力発電所の操作というのはそうなじみのことではありません。そういうオペレーションしている東電自身に、私の方から事故発生約一か月たったときに今

後の見直しについてちゃんと示すことができないかということまで工程表を作らせたわけでありまして、それを踏まえてどうしていくかということばもちろん政治の、政府の責任で判断しなければなりません。しかし、そういうことをやるべきだということば、ああいうことをやるべきだということとは、やはり必ずしも当事者である東電に作らせるというよりは私に当然のことだと考えております。

○柴田巧君 終わります。ありがとうございます。○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

福島第一原発は、まさに最悪の事故になりました。初動における危機的事態にふさわしい政府の対応が決定的に遅れました。そして、政府は、まともな説明もいままに、避難指示、屋内退避、計画的退避、そして警戒区域など、周辺住民と自治体に多大な混乱と苦難を押し付けてきました。避難所の住民からは、安全と言ってきたじゃないか、どうしてくれるんだと、こういう怒りの声も上がっております。なぜこういう事態になったのかということをお聞きしたいわけでありまして。

まず、今回、地震と津波によって全ての電源が失われて、冷却水は確保できず、炉心損傷に至り、レベル7という事故になりました。シビアアクシデント、過酷事故と言われる重大な事故であります。アメリカのスリーマイル島原子炉事件、そして旧ソ連のチェルノブイリの事故、これを受けて国際原子力機関は、こうした重大な事故を想定した安全対策を全世界に求めております。

安全委員会来ていただいていますが、日本はこの全電源喪失などによって炉心損傷に至る重大事故についてどういう対策を取ってきたんでしょうか。

○政府参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会では、平成四年にシビアアクシデントの対応として、「アクシデントマネージメントについて」という文書を出したところでございます。その中で、シビアアクシデントが生じた場合の緩和策を事業者自身が整備し、それを確実に実行すること

を強く推奨してございます。それから、原子力安全委員会としましては、昨年、これから取り組むべき重要課題というのを少し整理してございまして、その中でこのシビアアクシデント対策というものについても徹底的に見直すということをまさに始めたところでござい

ます。しかしながら、実際にはこのような重大事故を防げなかつたということにしまして原子力安全委員会としては深く反省し、今後、指針類の改訂ですとかあるいは監督等に努めてまいりたいと思っ

ている所存でございます。

○井上哲士君 これがそのアクシデントマネージメントの指針であります。これ、どういふふうに位置付けているのか。今もありませんように、原子炉設置者において効果的なアクシデントマネージメントを自主的に整備することを奨励するということにすぎないわけですね。そして、その具体的な対策の内容いかんによって原子炉の設置又は運転を制約するような規制的措置が要求されるものではないと、ここまで言っているわけですね。

これではもう電力会社に丸投げであつて、国がこの重大事故に対する対策を放棄したのもじやないですか。経産大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(海江田万里君) 今お話のありました原子力安全委員会からの指摘を受けまして、原子力安全・保安院では平成四年の七月に事業者に対してアクシデントマネージメントの対策を取るよう指示をいたしました。そして、その結果、平成六年三月に各社からアクシデントマネージメントの検討報告書が提出されました。しかし、その中身は、先ほど委員長からお話がありましたけれども、主に電源喪失の対策として複数台間の電源の融通を可能とするよう設備改善を行うということ、実はこのアクシデントマネージメントの中身として位置付けがあつたわけでございます。

ですから、これだけでは特に津波の対策などでは不十分でございまして、こうした事態をあらかじめ想定し、十分な対策をできなかったという、限界があつたというふうな認識をしております。

○井上哲士君 確認しますが、今言われた各電力会社からの報告の中で、今回福島で起きているように、冷却水を確保するための電源機能を長時間にわたつて失つと、こういう事態を想定されたものはあつたんですか、なかつたんですか。

○国務大臣(海江田万里君) 今もお話をいたしましたけれども、とにかく電源の複数化と申しますか、備えを十分にしろということでございます。○井上哲士君 つまり、隣原発などから引いたら確保できるということで、長時間失うというこ

とは想定していません。そういう報告書を政府は了承してきただけなんです。

それがそのはずでありまして、原子力安全委員会が九〇年に作った原子炉の安全設計審査指針というのがあります。こう書かれておりまして、長時間にわたる外部電源の喪失は送電線の復旧又は非常用交流電源設備の修復が期待できるので考慮する必要がないと。わざわざ、考慮する必要がないと、この安全指針自身が言っているんですよ。これでは電力会社がそういうことを想定してないのは当たり前なわけでありまして、なぜ安全委員会は、長時間の電源喪失は考慮する必要はないと、こういう指針を作っているんですか。

○政府参考人(班目春樹君) ただいま井上委員が御指摘になったとおり、指針はそのように書かれています。

この指針の改訂は平成二年に行われております。したがって、平成四年に、むしろシビアアクシデント対策をしっかりとやるようにという文書を提出したところでございます。

○井上哲士君 意味分らないです。大体、この指針は、津波については地震以外の想定される自然現象と、その他大勢にしかかっていないんです。全く必要なものになっておりませんし、そもそも、安全設計をするときに地震の強さと津波の大きさなど甘い想定をしては絶対なりません。同時に、どんな想定をしても想定外ということとはあり得るという立場で重大事故に対する対策を取ることが必要なんです。

ところが、今、この九〇年の指針の後に九二年にアクシデントマネジメント対策を出したと言われましたけれども、そのアクシデントマネジメントの九二年の決定自身が全く逆の考え方なんです。こう書いています。我が国の原子炉施設の安全性は、現行の安全規制の下に、設計、建設、運転の各段階において、多重防護の思想に基づき厳格な安全確保対策を行うことよって十分確保されていると、これらの諸対策によつてシビアアクシデントは工学的には現実には起こるとは考

えられないほど発生の可能性は十分小さいものとなっております。こういうふうに書いています。

ですから、九〇年の指針で不十分だっただけじゃなくて、むしろこの九二年のアクシデントマネジメント対策で改めて安全神話を宣言しているんですよ。こういうことが事態をつくってきたわけで、ですから、世界各国はチエルノブイリなどの事件を受けて重大事故対策を強めているのに、日本は、現実には起こることは考えられないといつて、むしろ国の規制対象から外して電力会社に丸投げしたんですよ。ですから、今回の事故が起きたけれども、この間の東電社長、予算委員会に連れられたけれども、国の範囲内でやってきましたと、こういう発言になるわけですね。

総理、やはりこういう安全神話の下で重大な事故に対する構えも備えもなかったということが今日は深刻な事態をつくり出したと思っておりますけれども、総理、いかがお考えでしょうか。○内閣総理大臣(菅直人君) 現時点はまだ原発事故が収束しておりませんので、まずは何をしております。

その上で、今御指摘にもありましたように、じゃなぜこれだけの重大事故の発生を防げなかったのか、これまでの考え方が十分だったのか、これもまた徹底的な検証をしなければならぬ段階がそう遠くない時期に来ると思っております。

私も、当初、事故の発生、そして全ての電源が落ちたと、さらには、電源車を持っていけば大丈夫だという指摘もありましたけれども、電源車が着いてもなかなか電源がつかない等の経緯を見ていて、やはり、想定外という言い方はこれだけの重大な問題ではあつてはならない、今後考えるときには、そういうこと、まさに想定外というやうなことがないようにあらゆることを想定して対応していかなければならないと、こう考えております。

○井上哲士君 想定外ということがこの間何度も

言われたわけですが、我が党は、この地震や津波が起きて、電源が全て失われて炉心の冷却ができなくなると、こういう事態が起こることはこの間国会でも指摘をしてまいりましたし、東電にも申入れたこともありました。やはりこれに耳を貸さなかつた東京電力、そして歴代自民政府のこの責任は大きいんですよ。同時に、やはりこの安全神話を受け継いだ民主党政権の責任もこれは当然問われなくてはなりません。

しかし、この間の対応を見てみますと、本当にこの安全神話に対する真剣な反省があるんだらうかということを感じるわけですね。例えば、説明責任一つ取つても、東電は放射能の放出状況などの基礎的なデータもまだ全ては出してないんですよ。政府が求めてもまだ出してないデータがあるんですよ。そして、政府からのいろんな説明、原発の現状とか今後の見通しについても、これもこれは納得できる説明でない、関係自治体からも住民からも出ているわけですよ。ですから、これまでずっと原発というのは安全だ安全だと、大丈夫だと、こういう説明、広報しかずつとしてこなかった。私は、この枠から今の対応が、まだまだ姿勢が変わつていないと思つてます。

先ほど収束が大事だと言われました。本当にその点でも、私はきちつと情報を出していくということが必要なんだと思つてますが、それがなされていらないわけで、やはりこういう安全神話への根本的な反省があつて、そしてしっかり情報を国民の前に明らかにしていく、このことで私は今の危機対応もできると思つてますけれども、改めて総理、その情報という点でいかがでしょうか。

○国務大臣(海江田万里君) お答えをいたしました。一つだけ御理解をいただきたいのは、まず地震が起きて、津波が来て、そして電源を喪失しましたから、一時期のこのパラメーターと申しますか、資料がないことは事実でございます。全部が全部そろつていないという状況ではございません。

しかし、やはり手元にある資料は全部出すようにということで、私は、資料の保存ですね、これをまず命じました。

そして、せんだつて衆議院の経済産業委員会御党の吉井委員から御指示がございましたから、私は昨日文書にしまして、なかなか出てまいりませんので、文書にしまして東京電力にはつきりとその資料を全部出すようにということをお願いしたので、間もなくそれが上がつてくると思つてます。もしましたら、委員会を通じて皆様方にしっかりとお示しを申し上げます。

○井上哲士君 きちつと示していただきたいんですが、事ここに至るまでまだ東電が資料を、データを全部出してないということ自体は極めて重大な点ですね。

総理、お聞きしますが、民主党政権は単に安全神話を受け継いだだけじゃなくて、自公政権以上に原発推進という政策でありました。その柱が、昨年のエネルギー基本計画で決めた二〇三〇年までに十四基の原発を新増設するというものであります。

総理は我が党の志位委員長との会談で、この新増設については白紙も含めて見直しをすると、こういうふうになつて言われました。この点を確認したいことと、同時に、やはりこのエネルギー基本計画全体もこれは白紙からの検討をする、こういう立場でよろしいでしょうか。

○内閣総理大臣(菅直人君) 今回の原発事故の重大性というものを考え、また今後原子力政策、さらには広くエネルギー政策全体に与える影響というものも考え、またこの原因というものもこれから徹底的な検証をしなければいけないということも当然あるわけでありまして、そういう点では、これまで決めてきたエネルギー基本計画について、やはりもう一度そういう徹底した検証を行う中からどうすべきかということがある意味白紙の立場で考える必要があると、そのように思っております。

○井上哲士君 白紙の立場に戻すということでは

いますと、私は、民主党政権が踏み込んだ問題について一つ一つ検証し、そして停止をすべきだと思っております。一つは、老朽原発の延命です。

これ、総理、お聞きしますけど、各電力会社は当初、原発の寿命というのは大体三十年から四十年ぐらいを想定しておりました。老朽原発というのは、振動などによる金属疲労もありますし、それから冷却水や蒸気などによる侵食や腐食が起るということ、その安全性というものが指摘をされてまいりました。同時に、技術的にも古くて、耐震性も科学的評価が十分でないというふう

に指摘をされてきたわけですね。今回事故を起こした福島第一原発の一号機というのは、この三月でちょうど営業開始から四十年だったんです。その四十年の直前の二月に政府は更に十年間営業運転を行うことを認可をしたわけですね。その延長認可の直後に今回の事故が起きたんですよ。これ、本当に重大だと思っております。日本には三十年以上運転をしている原発が十九基あります。敦賀一号機と美浜一号機はもう四十年を超えています。

総理、白紙という点でいうならば、こういう老朽原発の運転の延長、これも中止をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(海江田万里君) 御指摘の高齢化の、老朽と申しますか、原子力発電機につきましては、まずやっぱり三十年のところ一回しっかりと点検をいたします。そして、先ほどの東京電力の福島第一発電所の炉につきましては、三十年目が終わって、今度はその十年後の四十年目の検査が終わったところでございます。

もちろん、私も、この三十年そして四十年、そういった節目ごとにとしっかりと、そのときの求められた基準に、定められた基準に従ってしっかりと点検をやっているということ、事実でございます。

○井上哲士君 ドイツはこの福島の事故を受けて老朽原発の稼働延期計画を凍結しました。そして、七〇年代に造られた原発八基の稼働を一時的

止をして、今総点検をやっていますよ。ドイツはそうかもしれないけれども日本はやらないと、大丈夫だというのなら、結局、安全神話にとらわれている、全く変わりないんですね。これは是非きちと総点検の上、私は停止をしていただきたいし、もう一つ、高速増殖炉の問題、お聞きをいたします。

高速増殖炉は安全性や経済性の面で世界的にはもう撤退を始めています。ところが、この民主党政権になりまして、十四年間ナトリウム事故を起こして停止をしていた福井県の「もんじゅ」の運転再開は中止をして、こういう危険な計画も中止をすべきだと思いますが、総理、白紙と言われたんですから、ひとつ総理の口から答弁をお願いしたいと思います。

○内閣総理大臣(菅直人君) まず、白紙というふうに申し上げたのは、今あるものをやめるという意味ではなくて、検討する必要があると思います。画がこうなっているからそのまま行くと、そういうことについてはもう一度白紙から検証しようということでもあります。

そういう意味で、今、既存の原子力発電所あるいは高速増殖炉の課題について、長期的な意味ではいろんなことは検討する必要があると思います。今すぐそれらを停止するというには、そこまでは考えていないということでもあります。

○井上哲士君 民主党政権になって、十四年間も停止していたものを踏み出したんです。私は、それは元に戻すべきだと思います。

ドイツは、国内にある十七基の原発の早期廃止を国と各州が合意いたしました。二〇一〇年ごろをめどに原発からの完全撤退という方針の下で、再生可能エネルギーへの転換などの政策についてこの六月にも法案を出すというふうに言われております。既にドイツは発電量の一六%を自然エネ

ルギーに転換しているわけですが、それを更に進めるものですね。

私は、やはりドイツのように、きちと期限を決めてこの原発依存から自然エネルギーへの転換を進めるべきだと思いますが、最後、総理に御決意をお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(菅直人君) 私も、我が国のこの自然エネルギーの取組は、技術的には高いものがありますけれども、残念ながら量的にはまだまだ不十分だと思っております。もつと積極的に取組を強めるべきだと思っております。と同時に、やはりエネルギー全体の短期、中期、長期の見通しを持って計画を進めていかなければなりませんので、例えば今言われたような新たな原子力の計画を従来と変える場合には、じゃその間をどういうエネルギーで対応するの、あるいは省エネ等で対応できるのならばそういう計画も併せてきちと検討し、必要なときには決めていきたいと、こう思っております。

○井上哲士君 終わります。

○荒井広幸君 新党改革の荒井です。被災者の皆さんは、今も悲しみに、そして不安に、政府の対応にも不満を持っています。山のようになそういう気持ちです。

原発について集中的にお尋ねをいたします。これまでの政府の取組、もちろん今までの自民党政権にも責任があります。同時に、今回の対応については民主党政権が責任があるのは当然と思っておりますが、どうもこの一か月半、総理始め閣僚の御意見を聞いていても、誰がどこに何の責任を取るか全く分からない。東電にやらせているのか、東電に責任があるのか、自分たちに責任があるというならば、どういうところに責任があるのか、何をやるのか。総理、それを見せてもらわないと分からないんです。

総理、責任はどこにあるんですか、この人災である原発事故については。

○内閣総理大臣(菅直人君) 原子力災害特別措置法という法律があることはよく御存じだと思います。

普通の場合、例えば何らかの製造会社がある工場で事故が起きたからといって、まあ消防とかはもちろん行きますけれども、政府が直接そのことについて指示を出したりすることは普通の場合にはありません。ただ、原子力が重大な事故を起こした場合に、いわゆるその法律に基づく十条、十五条の規定によって原子力事態緊急宣言をいたしまして、そしてその本部をつくるということが法律で定められているわけでありまして。そういった意味で、こういう事故が起きた場合の対応について、政府が、あるいは私が本部長でありますから、総理にそういう責任があるということについて私は否定をいたしません。

しかし同時に、原子力発電所そのものは、まずは当事者である、事業者である東電が操作をしているわけですから、オペレーションしているわけでありまして。同時に、保安院がそれを常時チェックをしているわけでありまして。さらには、原子力安全委員会がそうした基本を、安全性の基準を出しているわけでありまして。そういった意味では、事業者を含め、そうした関係機関としっかりと情報を共有しながらこの原子力の事故の収束に向けて全力を挙げていく、このことを事故が起きて以来全力を挙げて行っているというのが現状であります。

○荒井広幸君 さっぱり分からないです。佐藤栄佐久福島県知事が、四月二十一日、総理のお話の中で、総理は、分かったと、国が責任持つと言っているんです。(発言する者あり) 佐藤雄平知事ですね。

そういう意味でいうと、私は、これ国の責任逃れかなと。東電は一義的にこれはもうきちと責任があると言っている。これはもう責任、東電にきちと負わせるのは当然ですよ。しかし、国が責任を負うことじゃないんですか、原発は国策じゃないんですか、総理。

○内閣総理大臣(菅直人君) 責任という言葉がいろいろの意味を持っておりますが、私は、確かに補償を含めてそういった問題について一義的に東